主 文

原告の請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

## 事 実

当事者の求めた裁判

請求の趣旨

- 被告株式会社徳間書店は、徳間文庫本「太陽風交点」の印刷、製本、発行、頒 布をしてはならない。
- 被告らは各自、原告に対し、金一〇二〇万円及びこれに対する昭和五六年三月 五日から完済に至るまで年五分の割合による金員を支払え。
- 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 仮執行の宣言 4
- 請求の趣旨に対する答弁

主文同旨

当事者の主張

請求の原因

単行本「太陽風交点」の出版権設定契約の締結

原告は、昭和五三年一〇月、その出版にかかる雑誌「SFマガジン」編集長 【A】をして、被告【B】との間で、右雑誌等に掲載された同被告執筆の「太陽風交点」等のSF短編小説を集め、これを一冊の単行本として以下の約定の下に出版 する旨の出版権設定契約を締結した。

- (<u>—</u>) 装訂は【C】に依頼し、四六版の上製本とする。
- 解説は【D】に依頼する。
- $(\Xi)$ 原告は、被告【B】に対し、定価の一〇パーセントにあたる印税を支払 う。
  - (四) 定価は後日定める。
  - 初版本の出版部数は原告に一任する。 (五)
  - 出版日は特に定めない。 (六)

その後、【A】と被告【B】とが協議して、収録すべき小説を「太陽風交点」「イカルスの翼」「時間礁」「暗黒星団」「迷宮の風」「最後の接触」「電送都 市」「骨折星雲」「遺跡の声」「悪魔のホツトライン」の一〇編と決定した。 右出版権設定契約に基づき、原告は、昭和五四年一〇月一五日、装訂【C】 説【D】による四六版上製本(単行本)「太陽風交点」初版本七〇〇〇部を定価ー 二〇〇円で出版した。

文庫本「太陽風交点」の出版権設定契約の締結 原告は、昭和五五年一二月二一日、その編集部員【E】をして、被告【B】との 間で、前記単行本「太陽風交点」を文庫本(A六版)化し、昭和五六年九月までに 出版する旨の出版権設定契約を締結した。右契約締結の際、被告【B】は【E】に 対し、

原告以外の出版社から文庫本「太陽風交点」の出版はしない旨確約した。

出版界の商慣習と本件契約の性質 前記各出版権設定契約はいずれも口頭で締結され、被告【B】が原告に「太陽風 交点」の出版権を設定する旨の明文の文言は交わされていない。しかし、出版界に おいては口頭契約は商慣習であるとともに、先行出版社から出版された単行本ある いは文庫本については三年間他社から出版してはならないとの不文律が存在し、こ れは著作権法第八三条第二項に基づくものであり、このことは出版界の慣行となつ ており、著作者も熟知している。

仮りに、著作権者に同一著作物について複数の出版社との間に、複数の出版契約をする自由を認めたとしたら、先行出版社は、絶えず同一単行本もしくは単行本よりはるかに低額な文庫本の出現の危険にさらされ、このことは、第一に単行本出版 を不可能とし、第二に文庫本についても果てしない値引き競争を惹起することにな り、ひいて、出版社の経済的基礎を失わさせるのみならず、読者に対しては上質な 単行本を求める権利を失わせるものである。

したがつて、著作権者と出版社との単行本あるいは文庫本を出版する旨の契約 は、口頭であつても、出版界の慣行として出版権設定契約である。本件各契約も単 なる出版許諾契約ではなく、出版権設定契約として締結されたものにほかならない。

4 被告らによる原告の出版権の侵害

被告徳間書店は、その出版にかかる雑誌「SFアドベンチヤー」に、日本SF大賞の受賞作品をその銓衡経過とともに発表するほか、賞金一〇〇万円を受賞者に授与しているところから、同賞が設定された当初から、同賞受賞作品を徳間文庫に収録するとの方針をとつており、昭和五六年一月一四日、原告出版にかかる単行本「太陽風交点」が日本SF大賞銓衡委員会から同賞受賞作品に選ばれるや、右方針に従い、被告【B】同意の下に、右単行本と収録する小説も同一で、【D】の解説もそのまま掲載した徳間文庫本「太陽風交点」を、同年三月五日に八万部、定価三八〇円で出版し、もつて、原告が単行本あるいは文庫本「太陽風交点」について有する出版権を侵害した。

5 被告らの故意

被告らは、いずれも原告と被告【B】との間に前記出版権設定契約が締結されていることを知りながら、営利を目的として、早川文庫本「太陽風交点」の出版計画を妨害する右出版権侵害行為をした。

6 原告の損害

原告は、被告らによる右出版権侵害行為により、次のとおりの損害を被つた。

(一) 単行本の損害 三一三万八二四二円

原告出版の単行本「太陽風交点」の在庫は、昭和五五年度まで約一〇八〇冊であったが、右単行本が日本SF大賞を受賞したため、昭和五六年一月の出庫は、七二五冊と急激に増加した。このことからすると、右単行本は定価一二〇〇円で五〇〇部の重版を二回、合計一万部出版しても全部が販売可能であると見込まれていたところ、被告徳間書店が徳間文庫本「太陽風交点」を出版したため、重版することができなかった。その得べかりし利益は、取次店への卸す際の卸値が定価の七一パーセントであるから、総売上げ額一二〇〇万円の七一パーセント八五二万円から製造原価及び製作、営業、宣伝費等の諸経費合計五三八万一七五八円を差し引いた三一三万八二四二円であり、原告は右同額の損害を被った。

(二) 文庫本の損害七八二万円

原告は、ハヤカワ文庫本「太陽風交点」を三万部製作したが、被告らの不法行為により出版不可能となり、これをすべて裁断せざるを得ないので、営業、宣伝費を除いた右製作のための諸経費三二八万五〇五五円の損害を被り、得べかりし利益として、取次店への卸値である定価三四〇円の七〇パーセントの額に三万部を乗じた七一四万円から右経費額と一〇パーセントの印税額一〇二万円を差し引いた二八三万四九四五円を喪失し、右同額の損害を被つた。

また、本作品は第一回日本SF大賞受賞作品であり、被告【B】の処女作品として読者層の購買力も高く、文庫本としても二万五〇〇〇部の重版が可能であつた。重版による得べかりし利益は少なくとも総売上額の二〇パーセントと見込まれるから、定価三四〇円に二万五〇〇〇部を乗じた額の二〇パーセントー七〇万円であり、原告は右同額の損害を被つた。

よつて原告は文庫本に関しては以上合計七八二万円の損害を被つた。

(三) 慰藉料

原告は、雑誌「SFマガジン」に被告【B】の作品を掲載しかつ単行本「太陽風交点」を出版したが、その間、出版後の売行きの危険を全面的に負担しつつ、出版社として有形無形の援助によつて被告【B】をいわば育ててきたのである。原告は、外国のSF作品を他に先駆けて読者に紹介するなど、SF分野における第一者である。ところが、被告らの不法行為により、原告は文庫本化の能力を有しなが、第一回日本SF大賞受賞作品の文庫本化を他社に出し抜かれ、また、作家に裏切られるという出版社としての責任を果していないかの如き状況を呈し、他のSF作家や出版界及び読者に対する原告のイメージは失墜した。このような信用毀損に対する慰藉料としては二〇〇万円が担当である。

対する慰藉料としては二〇〇万円が相当である。
7 よつて、原告は、単行本もしくは文庫本「太陽風交点」についての出版権に基づき、被告徳間書店に対し、徳間文庫本「太陽風交点」の印刷、製本、発行、頒布の禁止を求めるとともに、被告らに対し、被告らが各自、前記損害のうち内金として一〇二〇万円及びこれに対する本件侵害行為が行なわれた日である昭和五六年三月五日以降完済に至るまで民法所定年五分の割合による遅延損害金の支払をすることを求める。

二 請求の原因に対する被告らの認否

- 被告徳間書店の認否
- (一) 請求の原因 1 中、昭和五四年一〇月一五日、原告からその主張の単行本「太陽風交点」が出版されたことは認めるが、その余の事実は不知。
- 同2の事実は否認する。
- 同3中、被告【B】が原告に「太陽風交点」の出版権を設定する旨の明示 の文言を交わしていないことは認めるが、原告主張のような商慣習、慣行の存在は 否認する。
  - (四) 同4中、徳間文庫本「太陽風交点」出版の事実関係は認める。
  - 同5の事実は否認する。 (五)
  - 同6の各事実はいずれも不知。 (六)
- 2 被告【B】の認否、反論
- 請求の原因1中、被告【B】が原告との間で原告主張の出版権設定契約を

締結したことは否認する。その余の事実は認める。 昭和五三年一〇月当時、被告【B】は、海外出張、 子供の出産等で多忙を極めており、【A】と面談したことは一切ない。被告【B】 が原告から単行本「太陽風交点」を出版したのは、昭和五四年一〇月上旬、原告か ら、単行本「太陽風交点」を、同月一五日に、七〇〇〇部、定価一二〇〇円、印税 一〇パーセントにて出版したい旨の発行申込を受け、被告【B】がこれに対し異議 を述べなかつたことにより、黙示の出版許諾契約が成立したことによる。

請求の原因2の事実は否認する。

昭和五五年一二月二一日、【E】が私用で被告【B】宅を訪問した折、たまたま 「太陽風交点」の文庫本化の話が出たことはある。しかし、その時の話は、被告 【B】が雑談として極めて抽象的に自己の心境を述べ、「太陽風交点」を文庫本化 することはかまわないが、その際は装訂や解説は変更した方がいいので、時期が来たら【F】氏(SF作家)あたりに頼んでみようかと示唆したに過ぎず、何らの具 体的な話はなかつた。

請求の原因3についての認否は被告徳間書店と同じ。

出版権設定契約が成立するためには、著作権者の設定行為がなければならず 版権を設定するか否かは著作権者の自由である。しかるに、被告【B】は、当時原告から出版権設定契約の説明を受けたこともなく、右契約の法的効果についての認識もなかつたし、また、原告が契約締結にあつたと主張する【A】、【E】にして も、出版権設定契約と出版許諾契約の区分、法的効果の差異を理解していなかつた のであるから、出版権の設定が行われるはずがない。

請求の原因4ないし6についての認否は被告徳間書店と同じ。 (四)

被告徳間書店の抗弁

被告徳間書店は、昭和五六年一月二九日、被告【B】との間で、文庫版「太陽風交点」の出版につき、公刊期日同年三月五日、収録作品「イカルスの翼」「時間 礁」「暗黒星団」「迷宮の風」「最後の接触」「電送都市」「骨折星曇」 「太陽風 交点」「遺跡の声」「悪魔のホットライン」、印税定価の一〇パーセント、支払時期、公刊期日翌々月一五日第一回支払、以降逐月一五日三回払と定めた出版権設定 契約を締結し、同年二月一九日、第一回発行部数を八万部、定価を三八〇円とする 旨合意し、同年三月一二日、右出版権設定登録をした。 四 抗弁に対する認否

被告徳間書店の抗弁事実は認める。

再抗弁

著作権法上、出版権が対外的効力を生ずるのは登録がなされたときとされている が、二重出版を行なつた後行の出版社に悪意がある場合、先行の出版社は後行の出 版社の出版を差止める対外的効力を有すると解すべきである。被告徳間書店は、原 告が「太陽風交点」についての出版権を有していること、原告から出版権譲渡の承 語を得られないことをいずれも承知しており、かつ原告が既にハヤカワ文庫本「太陽風交点」を製作していることを熟知していたのに、自社の後援する日本SF大賞を契機に利潤を得べく、原告出版の単行本「太陽風交点」の出版後わずか一年数ケ 月後に、これにわずかな著者校正を加えただけで、【D】の解説についても原告の 承諾を得ることなく全文引用して、徳間文庫本「太陽風交点」を出版し、これまで 利用したことのない出版権設定登録を本件の場合のみ原告から提訴されることを予 想して計画的にあえて利用して、原告の文庫本三万部を販売中止に追いやつた。 れらの事情を考慮すれば、被告徳間書店は背信的悪意者であり、その出版権設定登 録をもつて原告に対抗することはできない。

六 再抗弁に対する被告徳間書店の認否 再抗弁事実は否認する。 第三 証拠(省略)

## 理 由

一 昭和五四年一〇月一五日、被告【B】執筆のSF短編小説「イカルスの翼」「時間礁」「暗黒星団」「迷宮の風」「最後の接触」「電送都市」「骨折星雲」「太陽風交点」「遺跡の声」「悪魔のホツトライン」の一〇編を収録し、装訂【C】、解説【D】による四六版上製本(単行本)「太陽風交点」初版七〇〇〇部が、定価一二〇〇円で原告から出版されたこと、被告徳間書店が、同年三月五日、右単行本と収録する小説も同一で【D】の解説もそのまま掲載した徳間文庫本「太陽風交点」八万部を定価三八〇円にて出版したことは、いずれも当事者間に争いがない。

二 成立に争いのない甲第二〇号証の一、二、第三二号証、丙第一号証の一、二、第六及び第七号証、原告出版の単行本「太陽風交点」であることに争いのない検甲第一号証、証人【A】の証言並びに被告【B】本人尋問の結果によると次の事実が認められ、右認定を覆すに足りる証拠はない。

【A】は右原稿等を受領した旨被告【B】に連絡した際、本は同年秋には出版される予定である旨述べた。しかし、同年秋ころは、原告においてハヤカワ文庫のファンタジー部門、ジュニア部門の新設、アガサ・クリステイーフェアーの開催等の準備で忙しく、この関係で出版すべき本が多数あつたため、早急に利益があがるとは思われない単行本「太陽風交点」の出版準備は滞りがちであり、また、被告

【B】も、勤務先からの海外出張等で多忙であったため、【A】と被告【B】との連絡もないまま過ぎた。翌昭和五四年五月、【A】から被告【B】へ出来上つた校正刷りを発送した際に、装訂は【C】に、解説は【D】にそれぞれ依頼することが決められ、同年八月、タイトルを「太陽風交点」とすることが決定された。同年九月、単行本「太陽風交点」の出版の準備が調つたので、原告は、発行予定日昭和五四年一〇月一五日、発行部数七〇〇〇部、定価一二〇〇円、印税一〇パーセントと決定し、その旨を記載した同年一〇月一日付書面を被告【B】あてに送付した。そして、前記のとおり同年一〇月一五日、石単行本別出版された。

の話はあつたが、実際の発行時期は専ら原告の都合により決定されたものであつた。

右認定の事実によると、右日時における被告【B】と【E】間での話し合いの結果、被告【B】が原告に「太陽風交点」を文庫本として出版することの許諾を与えたと評価することはできても、これをもつて出版権設定契約あるいは独占的出版許諾契約の締結ということは到底できず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。また、右話し合いのほかにハヤカワ文庫本「太陽風交点」の出版権設定契約あるいは独占的出版許諾契約が締結されたとの主張立証はない。

四 原告は、原告と被告【B】間で出版権設定の明示の文言が交わされていないことは認めながら、出版界の慣行として、著作権者と出版社間の単行本あるいは文庫本についての出版契約は出版権設定契約であり、本件における単行本及び文庫本 「大陽風交点」の出版に関する契約ませ版権設定契約であると主張する

「太陽風交点」の出版に関する契約も出版権設定契約であると主張する。 成立に争いのない甲第二八ないし第三〇号証、第四二号証、弁論の全趣旨により 成立を認める乙第六号証及び証人【A】の証言によると、ある著作物につきこれを 最初に出版した出版社と著作者の間で当該著作物の出版につき明示の出版権設定契 約もしくは他の出版社から出版させない等の明示の合意が交わされていない場合で あつても、他の出版社は先行出版社の立場を尊重して、通常は三年程度は同一著作 物についての出版を差し控えることが出版社として望ましい態度であると一般的に は評価されており、したがって、他の出版社が同一著作物を出版しようとする場合 には、先行出版社の了解を得ようとし、その為に金員の支払いその他の見返りの提供が先行出版社にされることが認められる。このように先行出版社が一方、前掲各証拠によれば、先行出版社と後行出版社間の力関係もしくは先行出版社を著作権者の力関係により、先行出版社が他社から出版することにあえて異るのであって、これらを考え合わせれば、先行出版社がでに出版界において慣習法又は事実たる慣習として定立していると認められるのであって、出版社間で先行出版社の立場が尊重されてきたからにあるによる事情であって、出版社間で先行出版社の立場が尊重されてとが当然であるによる事情であって、出版社間で先行出版社の立場が専重されているとは、本件証拠上到底認めることができない。

また、出版社と著作権者間に信頼関係のある場合には、出版権設定契約又は独占的出版許諾契約が締結されていなくとも、事実上、著作権者が先行出版社の意向を無視して同一著作物を他社から同時に出版することはないであろうが、かかる信頼関係が崩壊してしまい紛争が生じた場合にも、明示の約定が何ら存しないのに、出版社の利益を保護するために、信頼関係に基づく従前の運用の継続を著作権者の意に反して強要することはできないことは当然である。

原告の主張は失当であつて、採用しない。 五 以上のとおり、原告と被告【B】間の単行本及び文庫本「太陽風交点」の出版に関する契約は、単純な出版許諾契約と解するほかなく、これを出版権設定契約と認めることはできないから、出版権設定契約であることを前提に、被告【B】が被告徳間書店からこれと同一の徳間文庫本「太陽風交点」を出版したことをもつて、被告らが原告の出版権を侵害したとする原告の主張は理由がない。

よつて、原告の被告らに対する本訴各請求は、その余の点につき判断を加えるまでもなく、いずれも理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民事訴訟 法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 牧野利秋 飯村敏明 高林龍)